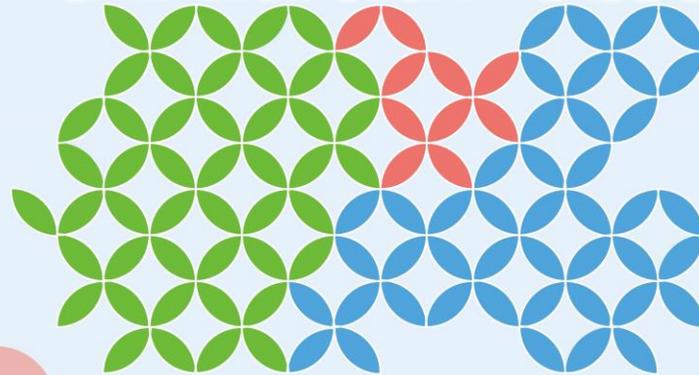




鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画

住民説明会 資料



鏡野町

令和8年2月7日



計画の概要

1. 計画の概要

以下について説明いたします

まちづくりの課題と目指す方向

- (1) 計画の期間・対象区域
- (2) まちづくりの概要
(課題・方針・将来都市構造)

鏡野町都市計画マスタープラン

- (1) 都市計画マスタープランとは
- (2) 全体構想(分野別方針)
 - ① 土地利用の方針
 - ② 道路・交通体系の方針
 - ③ 水と緑の方針
 - ④ 市街地整備及び住環境形成の方針
 - ⑤ 景観形成の方針
 - ⑥ 安全・安心なまちづくりの方針
 - ⑦ その他暮らしを支えるまちづくりの方針
- (3) 地域別構想
 - ① 鏡野地域
 - ② 奥津地域
 - ③ 上齋原地域
 - ④ 富地域

鏡野町立地適正化計画

- (1) 立地適正化計画とは
- (2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設の設定
 - ① 居住誘導区域
 - ② 都市機能誘導区域
 - ③ 地域生活拠点・小さな拠点
 - ④ 誘導施設
 - ⑤ 誘導施策
- (3) 防災指針
- (4) 届出制度
- (5) 評価指標
- (6) 進行管理



2. まちづくりの課題と目指す方向

(1) 計画の期間・対象区域

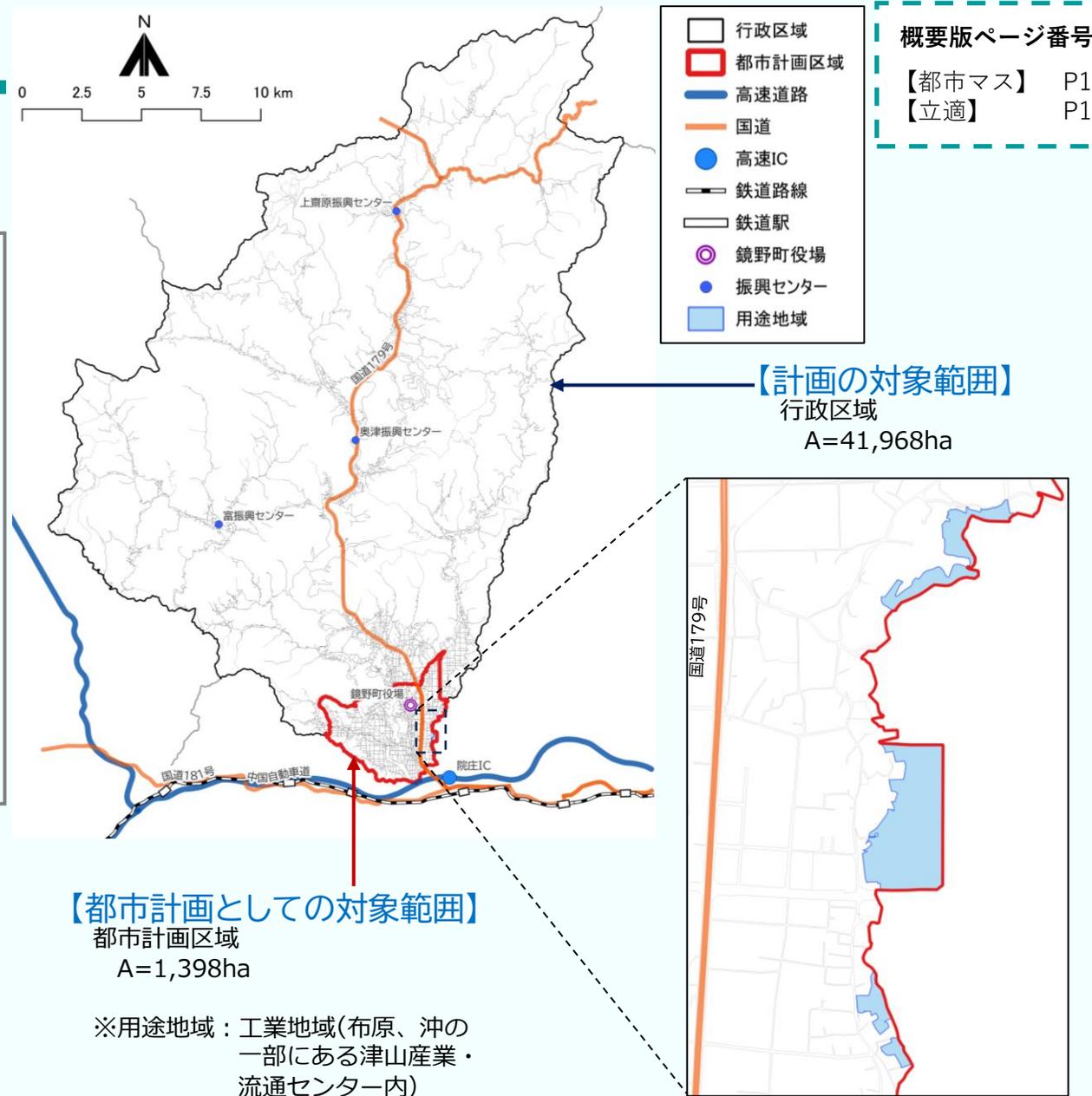
◆ 計画の期間

○おおむね**20年後**の都市の姿を展望

○令和8(2026)年3月→令和28(2046)年3月

◆ 対象区域

○行政区域全体と都市計画区域の2つの視点から
都市全体を見渡す



2. まちづくりの課題と目指す方向

概要版ページ番号

【都市マス】 P2

【立適】 P2

(2)まちづくりの概要

◆ まちづくりの課題

課題1 人口減少・少子高齢化への備え

【人口】本町は**人口減少社会**へと突入

課題2 都市基盤、都市機能誘導区域等の持続的な活用

【経済・産業】人口減少社会により**産業構造は縮小傾向**の兆し

【土地利用・都市基盤】低未利用地(**空き地・空き家**など)が拡大

【都市機能】バス停等を活用した**生活サービス**の維持

課題3 公共交通のサービス水準の低下

【交通】**公共交通ネットワークの利便性低下、弱体化**の抑制

課題4 水災害と土砂災害への懸念

【災害ハザード】水災害、土砂災害とも**危険なエリア**が存在

課題5 持続的な都市経営

【財政】少子高齢化等の影響を受けた**税収の減少**、扶助費の増加や
普通建設事業費の減少

2. まちづくりの課題と目指す方向

概要版ページ番号

【都市マス】 P3
【立適】 P3

(2)まちづくりの概要

◆ 将来像

—誰もがいきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷—
「暮らしのまち ころのふるさと鏡野」の実現

◆ まちづくりの方針

暮らし 方針**1** 誰もが定住できる住みやすいまちづくり

環境 方針**2** 自然を大切にするまちづくり

経済・交流 方針**3** にぎやかで活気のあるまちづくり

魅力・自然 方針**4** 山や川や歴史を活かすまちづくり

安全・安心 方針**5** 安全・安心なまちづくり

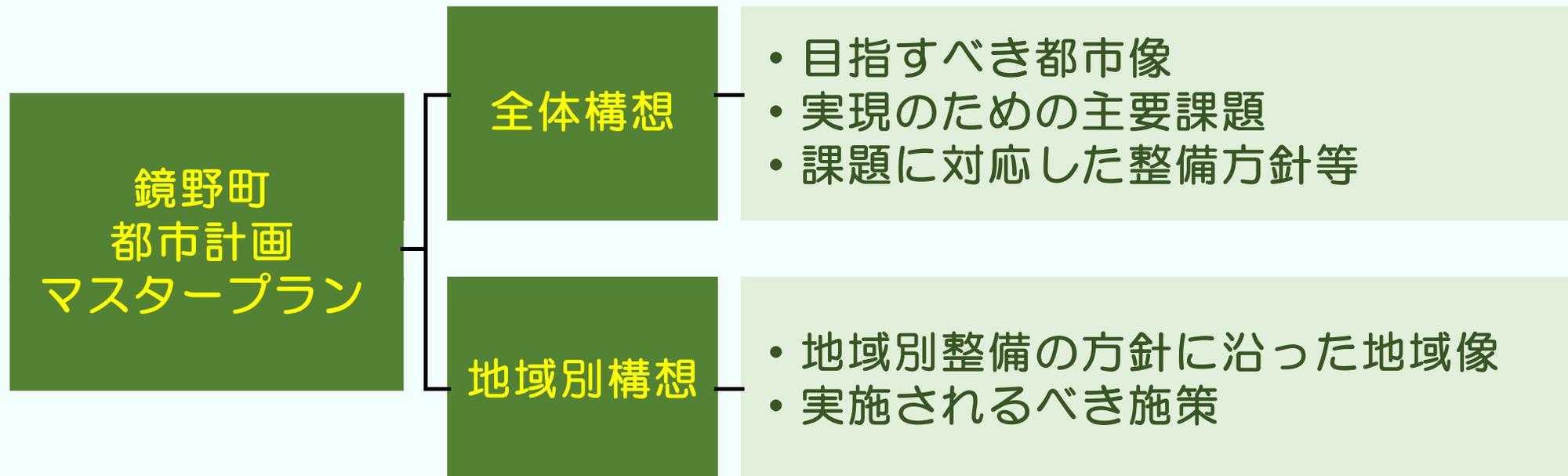
◆ 将来都市構造図



都市計画マスタープラン

1. 都市計画マスタープランとは

- ◆ 都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2)とは
 - 住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立
 - 市街地像や整備方針等を定める都市計画の方針
 - 全体構想 :都市全体の都市像・方針
 - 地域別構想:地域ごとの地域像・施策



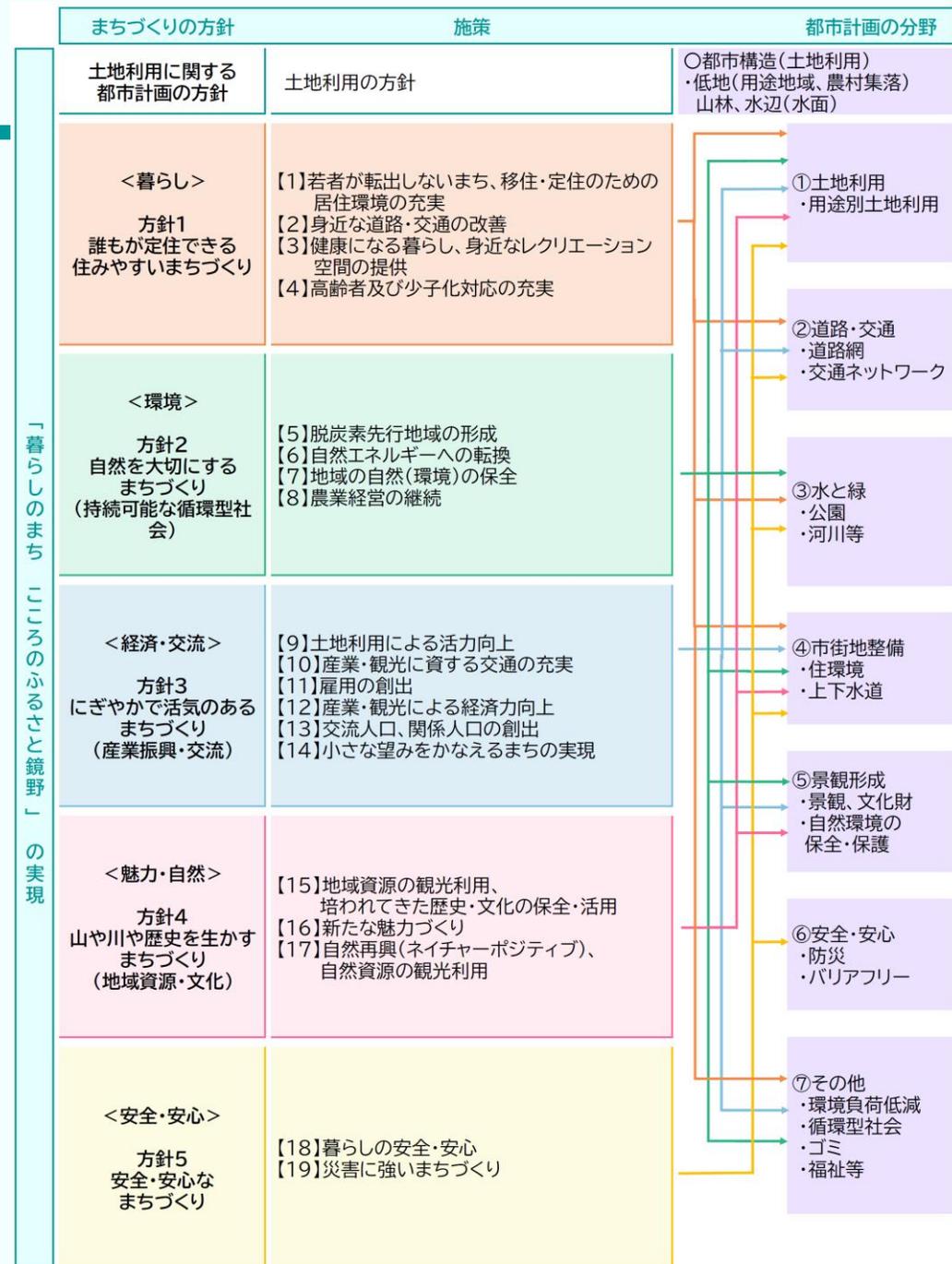
2. 全体構想(分野別方針)

(1) 施策の体系

○分野別方針は、まちづくりの方針に基づき、都市計画の分野を横断的な視点から整理。

【本町の都市計画の分野】

- ①土地利用
- ②道路・交通
- ③水と緑
- ④市街地整備
- ⑤景観形成
- ⑥安全・安心
- ⑦その他

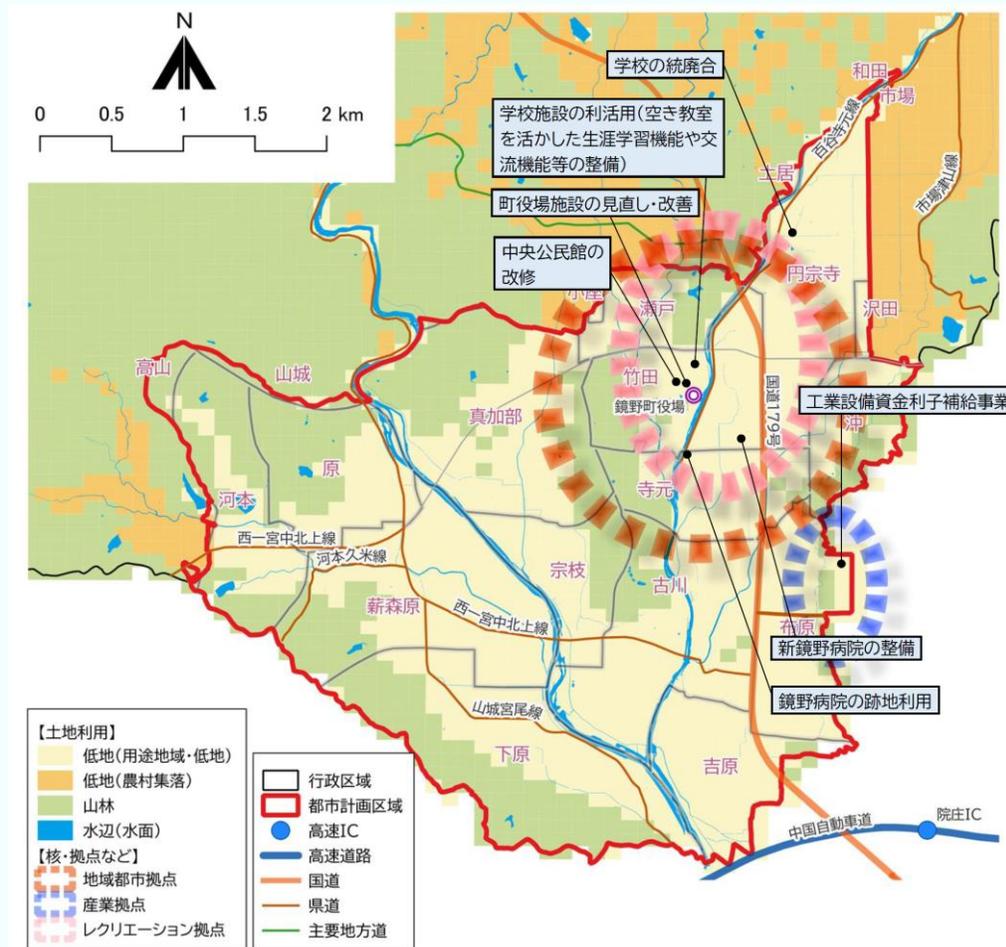
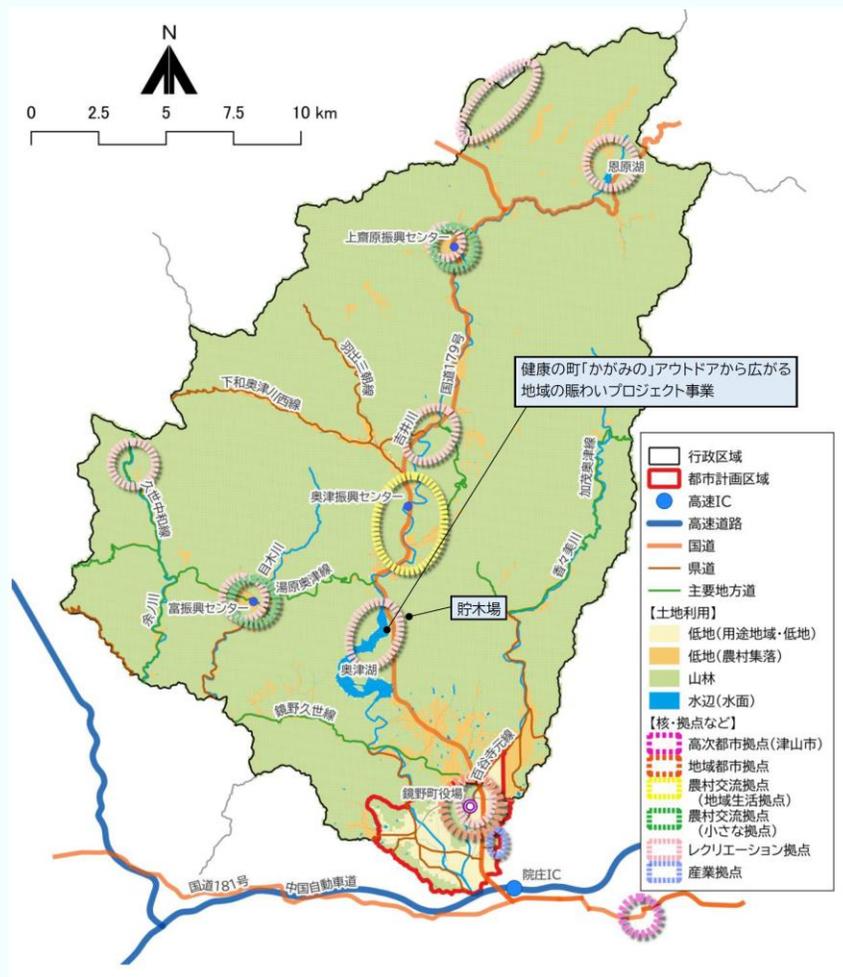


2. 全体構想(分野別方針)

(2) 土地利用の方針

○ 現行の用途地域(工業地域)とともに、住宅、商業、工業等の適正な配置による土地利用を誘導

○ 美しい田園景観や豊かな自然環境の保全

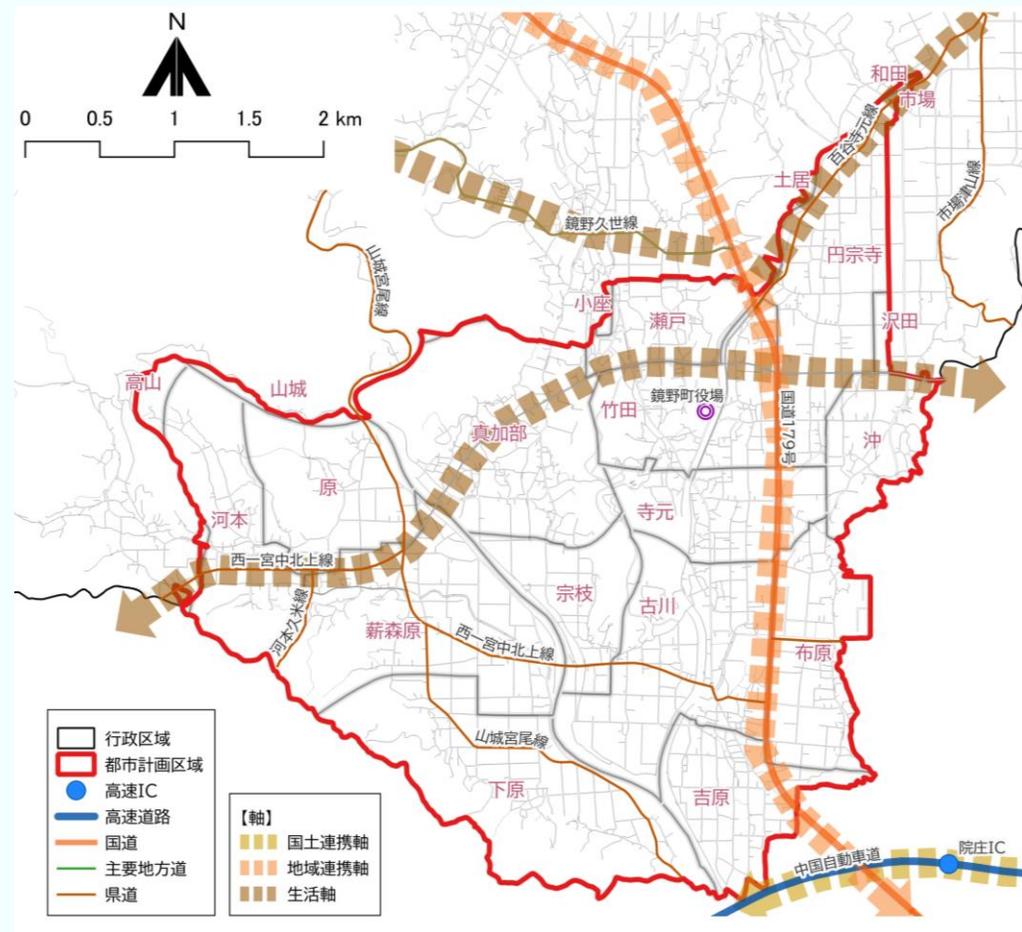
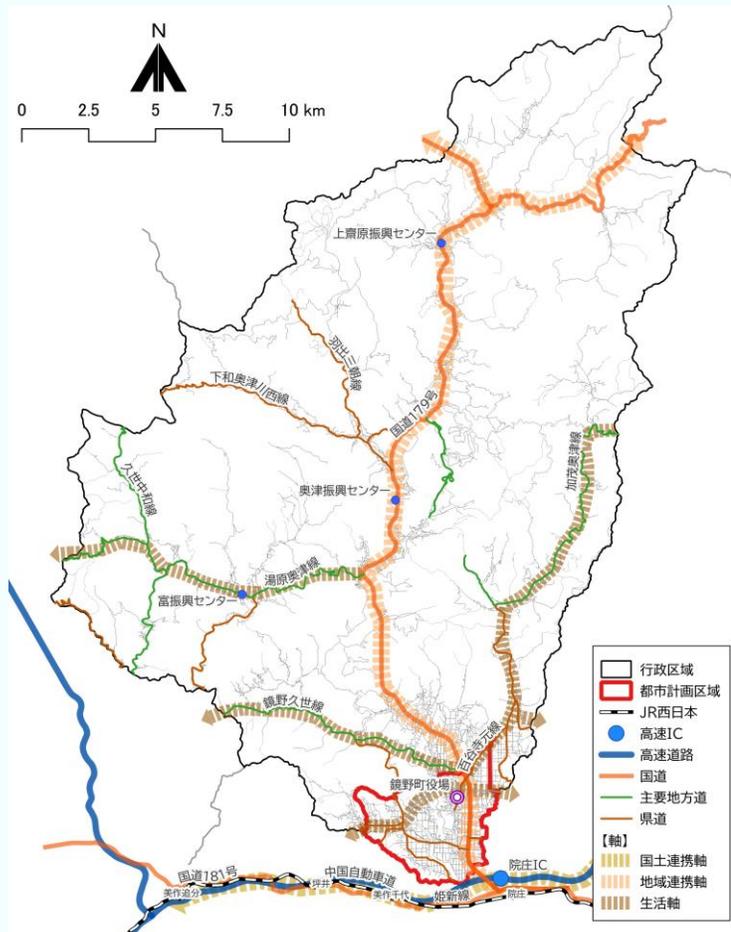


2. 全体構想(分野別方針)

(3) 道路・交通体系の方針

○定住する住みやすい道路・交通体系を形成

○災害に強く、生活や産業を支える道路・交通ネットワークの充実

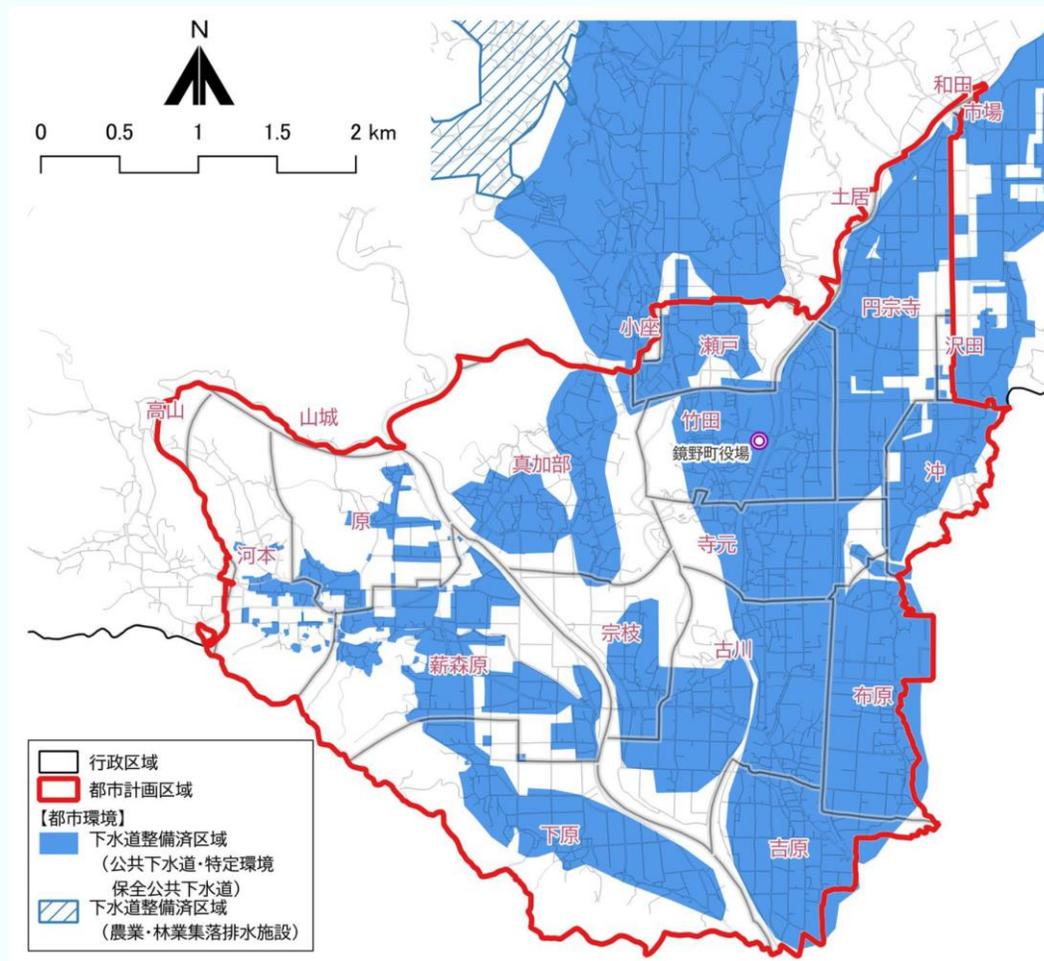
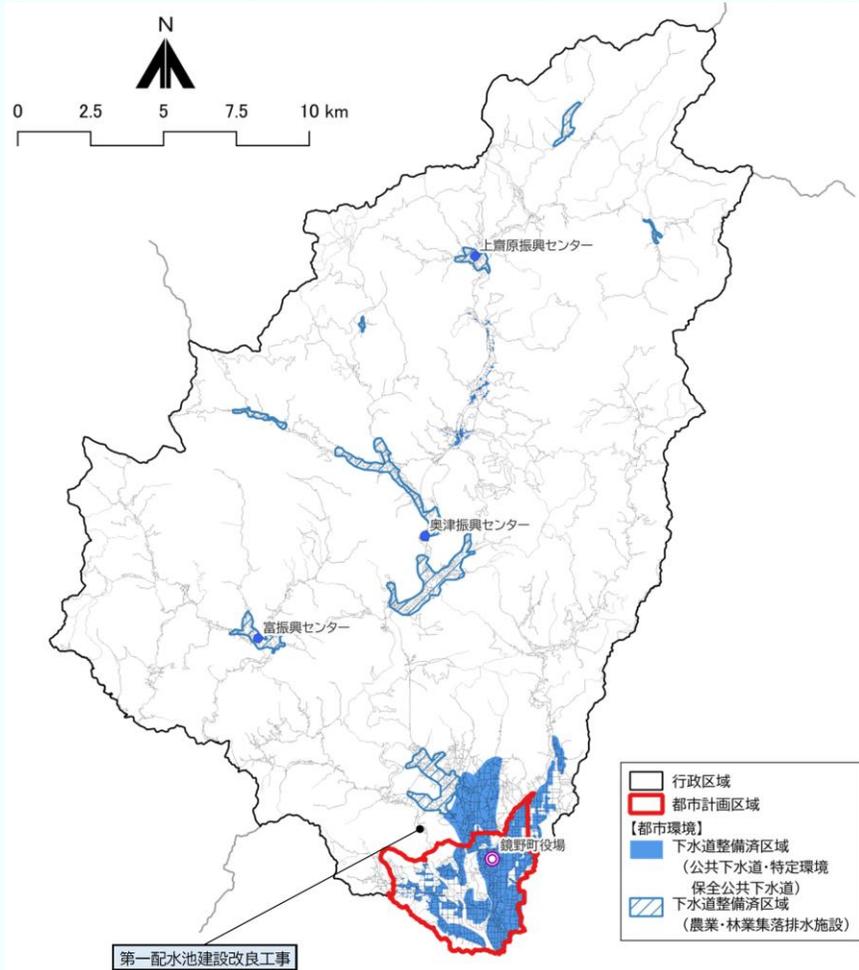


2. 全体構想(分野別方針)

(5) 市街地整備及び住環境形成の方針

○(市街地整備・住環境形成)良好な居住環境の維持に配慮した**適正な土地利用**の誘導、**低未利用地**等の有効利用

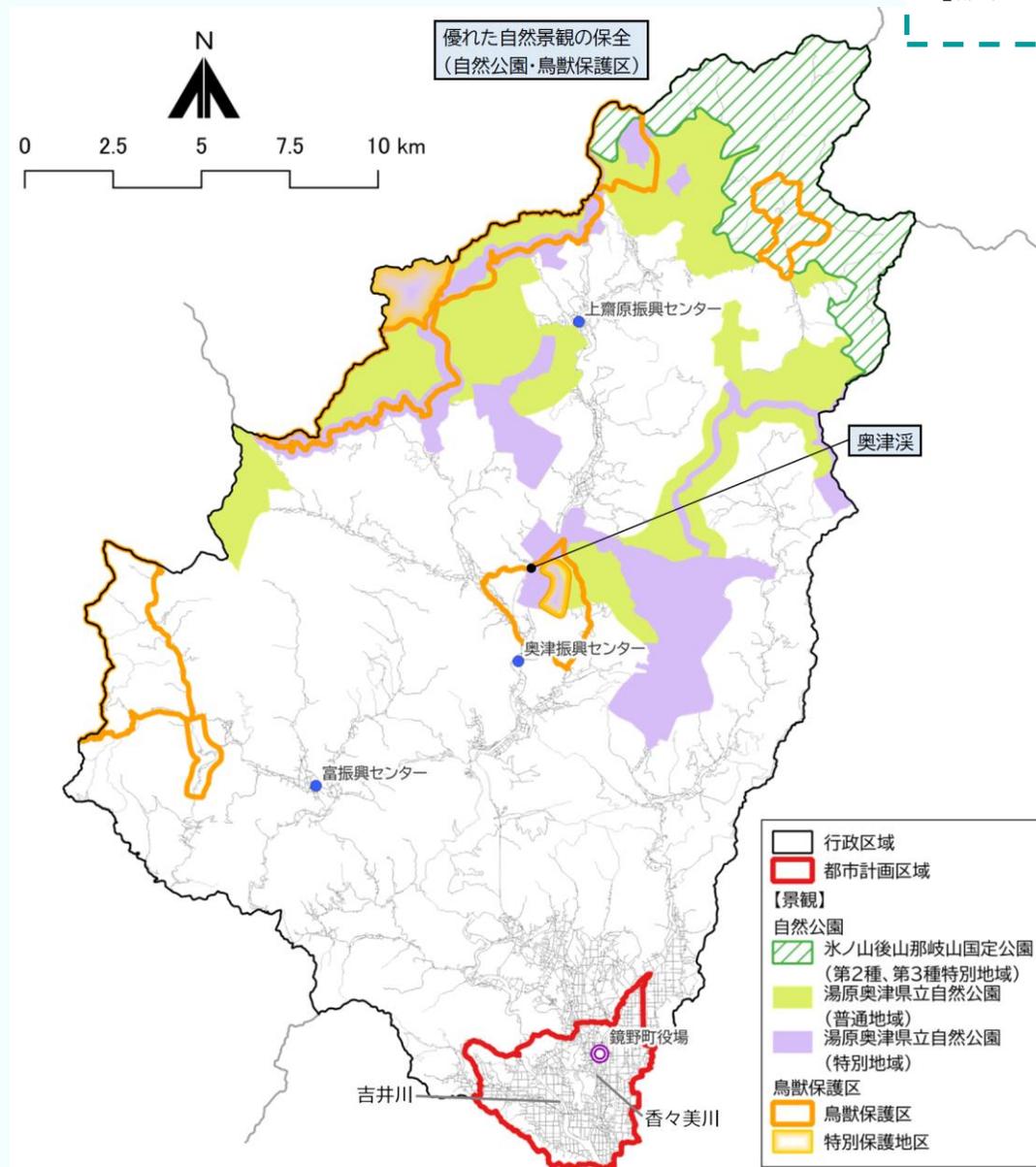
○(上下水道)計画的な**上下水道施設の改築・更新**



2. 全体構想(分野別方針)

(6) 景観形成の方針

- (景観)自然公園や良好な斜面樹林等は、**良好な景観の維持のため、保護・保全**
- (自然環境)**自然の風景**を有する森林、良好な樹林、寺社、文化財・遺跡等については現在の土地利用を維持

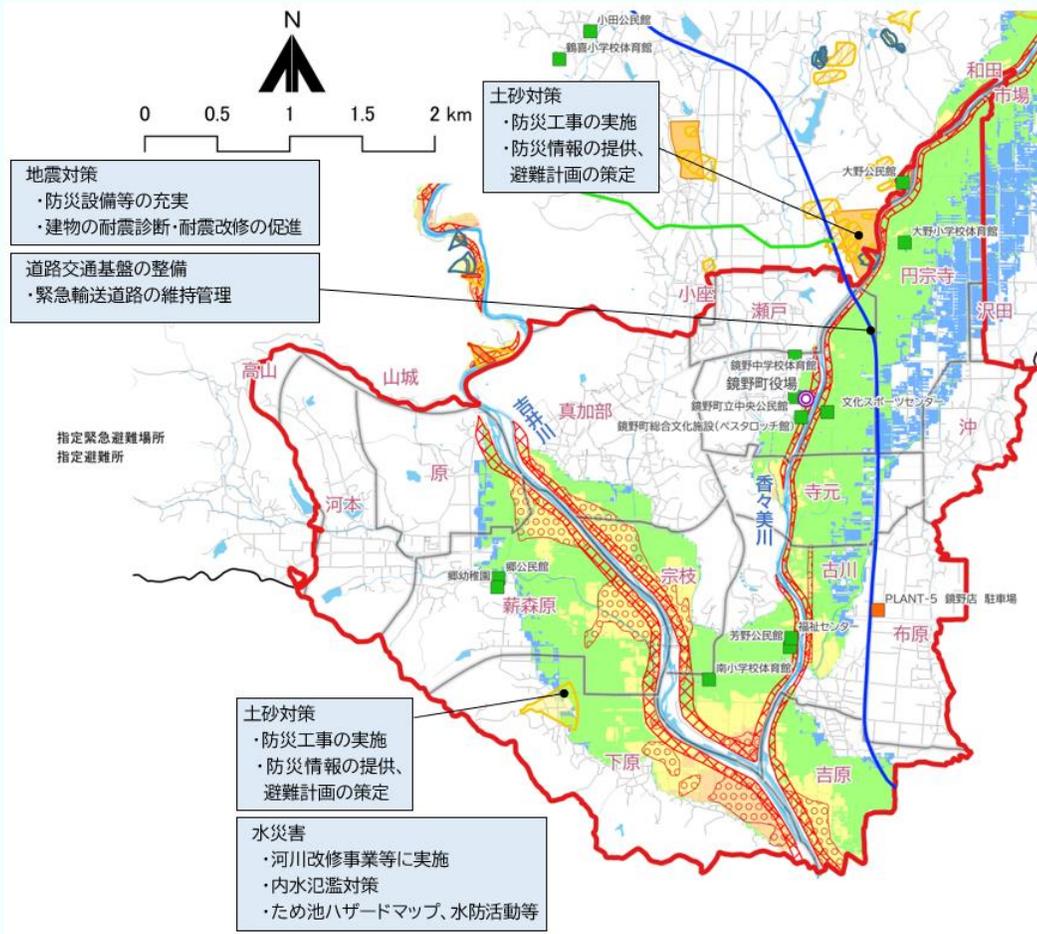


2. 全体構想(分野別方針)

(7) 安全・安心なまちづくりの方針

○急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域については、居住や市街地開発等の抑制

○災害のおそれのある区域については、災害の危険度を踏まえつつ、防災対策を充実

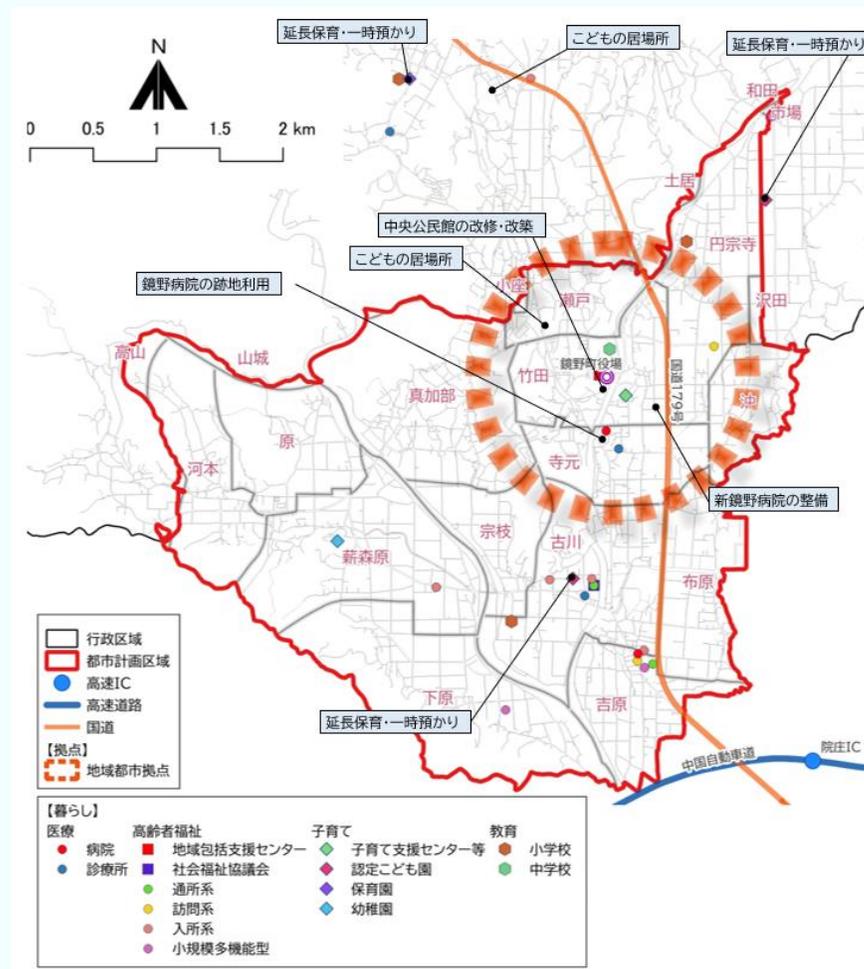
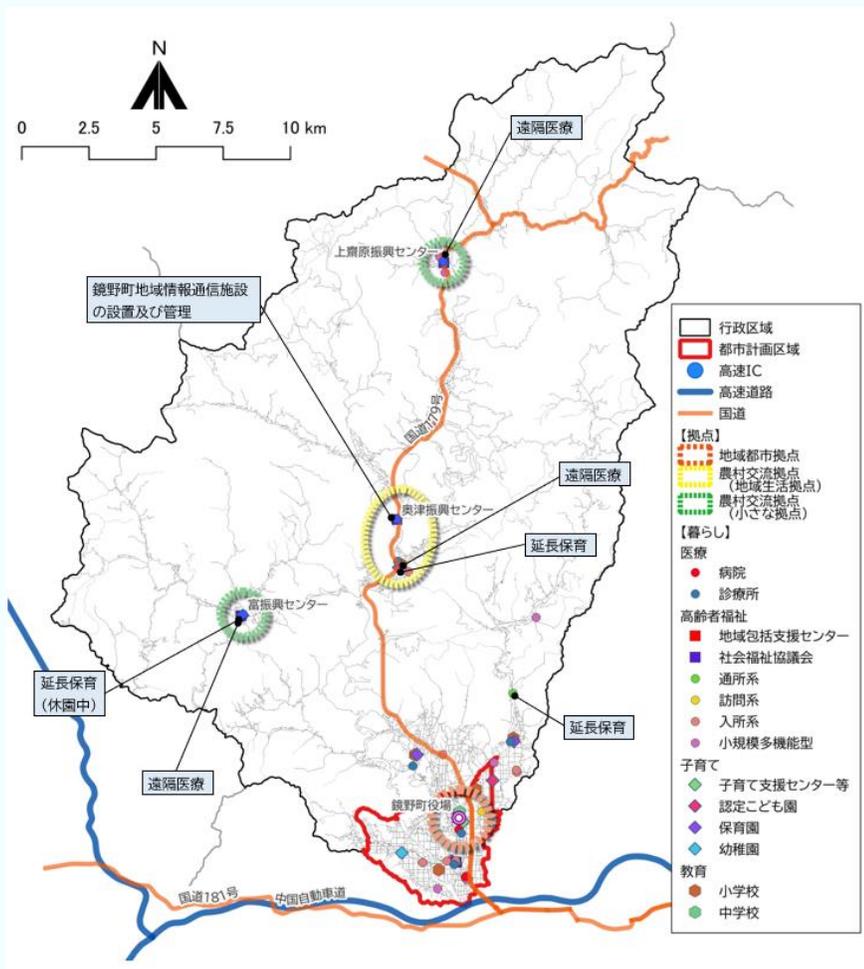


2. 全体構想(分野別方針)

(8) その他暮らしを支えるまちづくりの方針

○(公共施設)公共施設の効率的かつ合理的な維持運営や整備

○(脱炭素先行地域の形成)環境負荷の小さい、環境にやさしいまちづくり



3. 地域別構想

概要版ページ番号
【都市マス】 P9

(1) 地域別の将来像と目標

○**鏡野地域**: 居住や都市機能を誘導する拠点(地域都市拠点(中心拠点))

～人と自然に優しい集約拠点「優」のまち～

○**奥津地域**: 交流人口の増加、定住化の促進につながる空間(地域生活拠点)

～きてみんちゃい 奥津でととのう 人と暮らしの拠点～

○**上齋原地域**: 優れた自然に囲まれた中で、地域内外の人たちでにぎわう空間(小さな拠点)

～自然と人が迎える にぎわいの里～

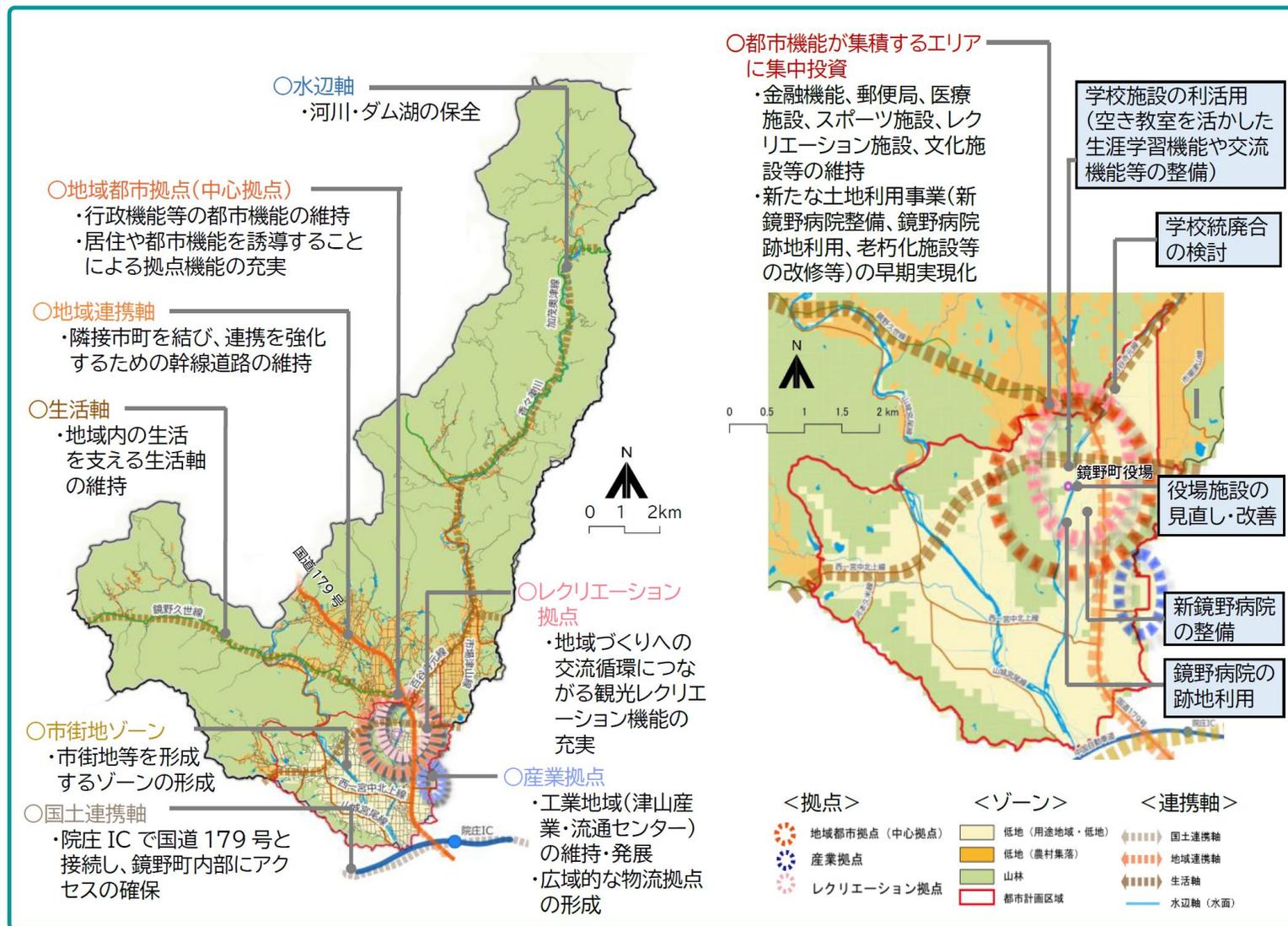
○**富地域**: 地域内外の人と心通わせ、つながりが生まれる交流空間(小さな拠点)

～来るもんも居るもんも つながり育む富のまち～

	鏡野地域	奥津地域	上齋原地域	富地域
まちづくりの目標	【暮らし】方針1 誰もが定住できる住みやすいまちづくり			
	<ul style="list-style-type: none"> 生活サービス機能(スーパー、商業施設、教育施設等)の充実 住み続けられる場所づくり(企業誘致、住宅地整備による居住誘導) 道路の改善・交通網の充実 こどもを育てたいと思うまちづくり 健康なまちづくり(病院を核としたまちづくり) 	<ul style="list-style-type: none"> 若い人が住み続けられる場所づくり(雇用の場所の確保、個人事業者の誘致) 身近な医療施設の維持・連携 公共交通の充実 地域内外の人の癒しの空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な医療施設の維持・連携 公共交通の充実(幹線道路の快適さ、歩道のバリアフリー、デマンドタクシー等) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、人口減少対策の充実(医療・福祉施設、コミュニティ形成等) 地元で働けるまちづくり(産業振興、農地の保全) 空き家等の住宅の問題の解決・居住環境の改善 不自由なく移動できる交通環境の改善
	【環境】方針2 自然を大切にするまちづくり(持続可能な循環型社会)			
	<ul style="list-style-type: none"> 風光明媚な田舎の風景の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギーによる循環型社会の形成 人・施設・自然のバランスをとった環境により、自然の美しさを活かした自然と親しめる空間の創出、活用 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境の保護・保全 ごみ処理、廃棄物の最小化等による循環型社会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全への意識を高め、保全活動を推進
	【経済・交流】方針3 にぎやかで活気のあるまちづくり(産業振興・交流)			
<ul style="list-style-type: none"> 多世代が集い、支え合うコミュニティ形成の促進 人・自然・歴史文化との交流の場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> こどもたちに環境教育や森林資材のレクリエーション(利活用)について学び、体験する場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内外の人たちでにぎわう空間づくり 地物(特産品)を活用した地場産業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内外の人との交流空間の形成 	
【魅力・自然】方針4 山や川や歴史を生かすまちづくり(地域資源・文化)				
<ul style="list-style-type: none"> 人・自然・歴史文化とのふれあいの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 自然を大切にするまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 春夏秋冬の四季や歴史・文化にふれることによる交流・体験の充実を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 人・施設・自然のバランスをとった環境により、自然の美しさを活かした自然と親しめる空間の創出、活用 	
【安全・安心】方針5 安全・安心なまちづくり				
<ul style="list-style-type: none"> 暮らしの安全・安心の確保(防犯、交通事故防止等) 河川の安全度の向上(堤外地の樹木の伐採等) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い居住環境の整備(水災害、土砂災害等の自然災害対策) 暮らしの安全・安心対策(街灯、交通等) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い居住環境の整備(水災害、土砂災害等の自然災害対策) 暮らしの安全・安心対策(街灯、交通等) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害対策(土砂災害、水災害) 	

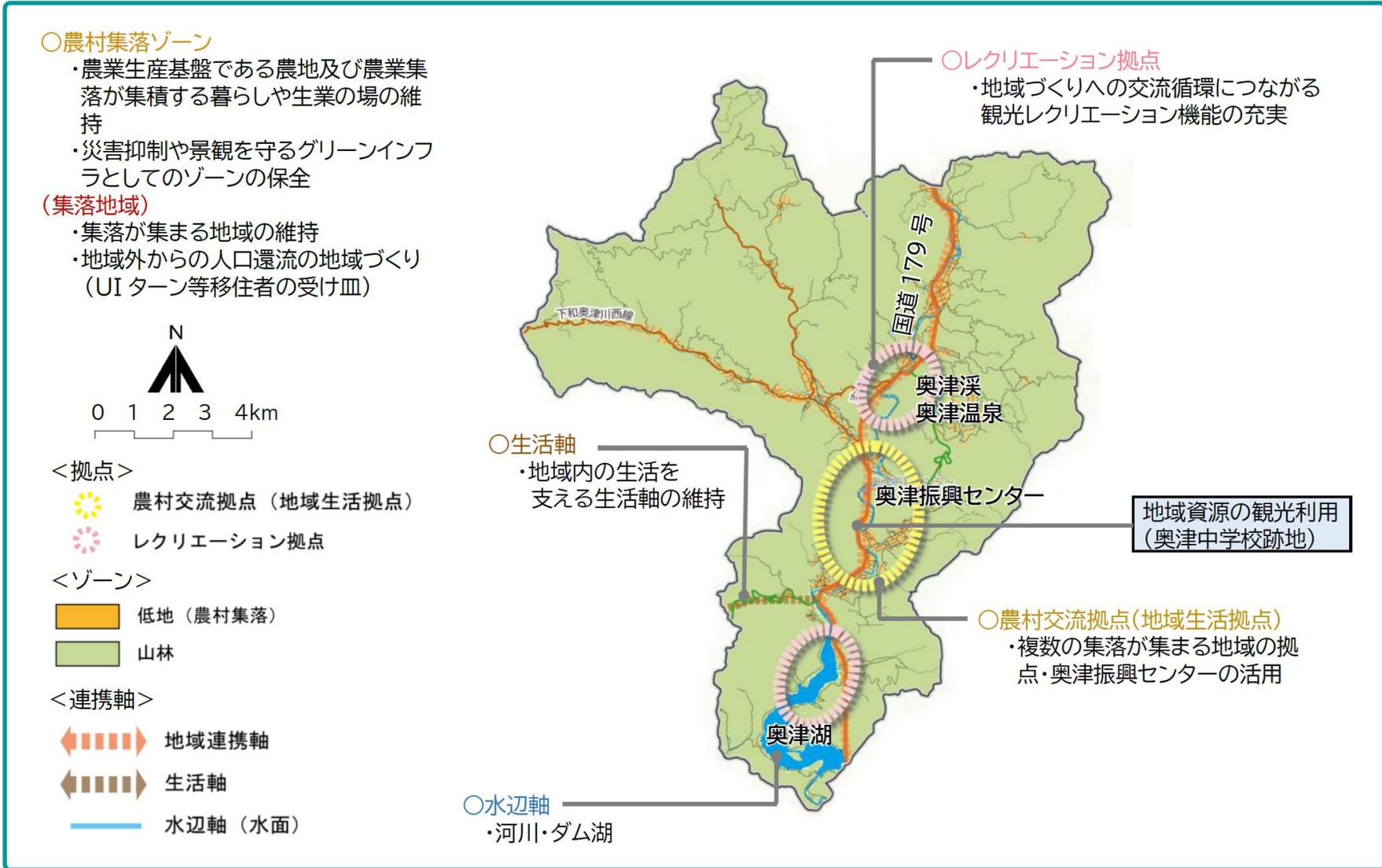
3. 地域別構想

(2) 地域別のまちづくりの方針(鏡野地域)



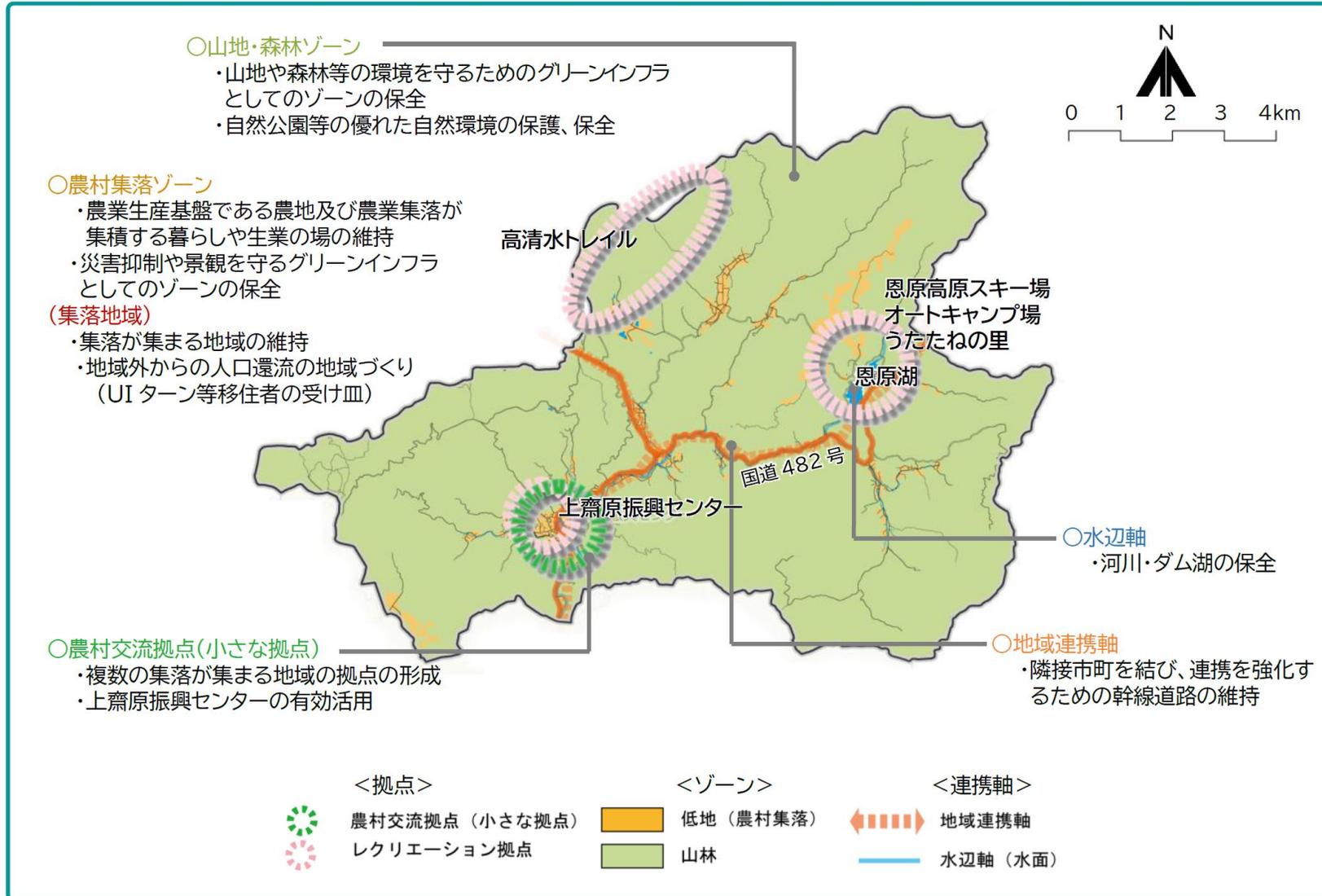
3. 地域別構想

(2) 地域別のまちづくりの方針(奥津地域)



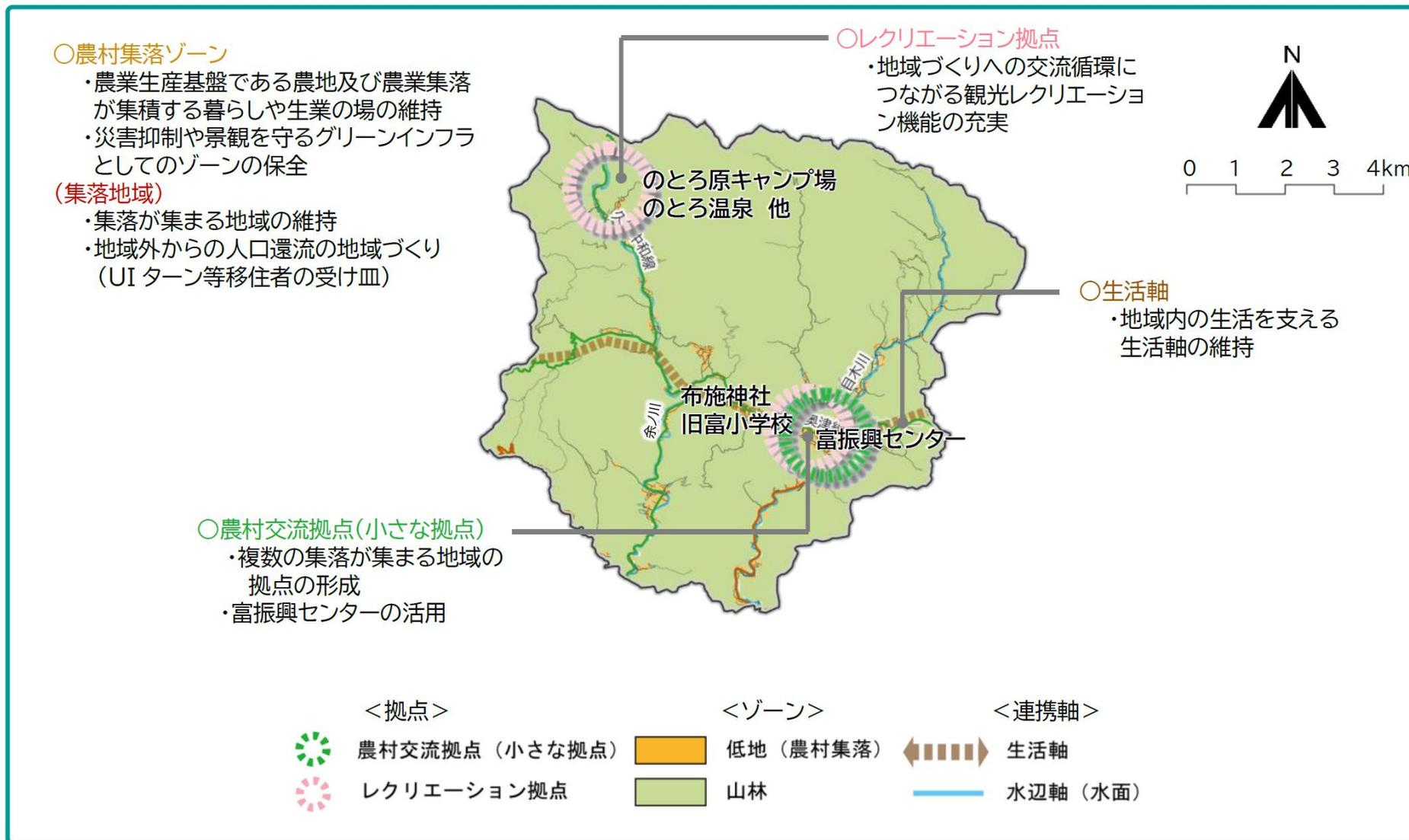
3. 地域別構想

(2) 地域別のまちづくりの方針(上齋原地域)



3. 地域別構想

(2) 地域別のまちづくりの方針(富地域)



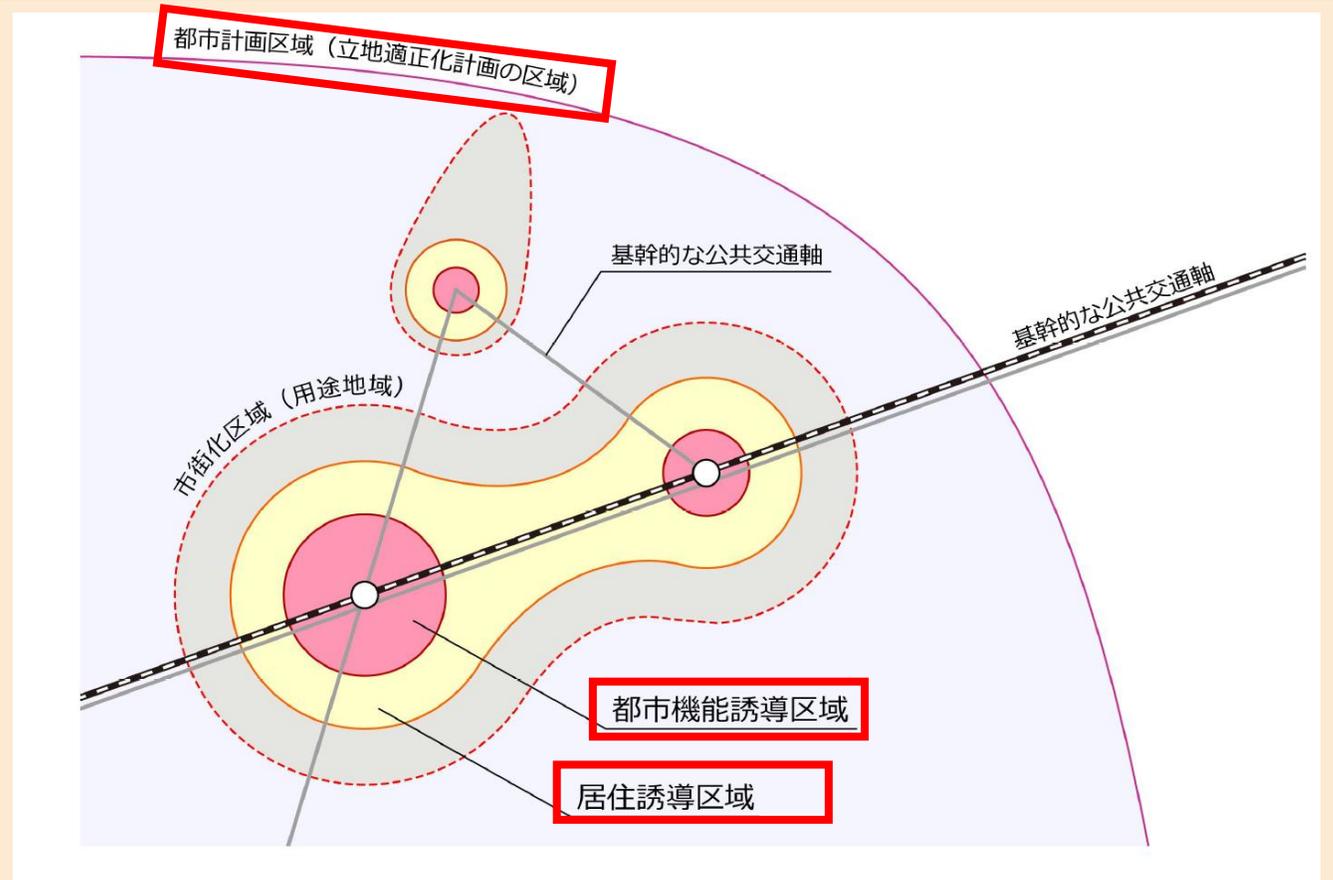
立地適正化計画

1. 立地適正化計画とは

◆ 立地適正化計画(都市再生特別措置法第81条)とは

○公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間のサービス施設も対象に
誘導を図るための制度として創設

- ①居住機能の誘導(居住誘導区域)
- ②都市機能の誘導
(都市機能誘導区域への誘導施設の誘導)
- ③持続可能な公共交通ネットワークの形成の推進
- ④防災指針(令和2(2020)年9月)



1. 立地適正化計画とは

◆ 誤解と正しい認識

✕ 一極集中

郊外や農村部を切り捨て、中心拠点1個所にすべてを集約

✕ 全ての人口の集約

全ての居住者を一定のエリアに集約させる

✕ 強制的な集約

郊外や農村部の居住を規制し、居住者を強制的に移転

○ 多極型

中心拠点だけでなく、旧町村役場周辺等の生活拠点も含めた多極ネットワーク型の都市構造

○ 全ての人口の集約を
図るものではない

一定エリアで人口密度の維持を目指す、郊外や農村部も地域特性に応じた居住環境を確保

○ 誘導による政策

インセンティブを講じ、時間をかけながら居住や都市機能を誘導

2. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設

(1) 居住誘導区域・都市機能誘導区域・地域生活拠点等について

○居住誘導区域

- ・一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

○都市機能誘導区域

- ・居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域

○地域生活拠点・小さな拠点

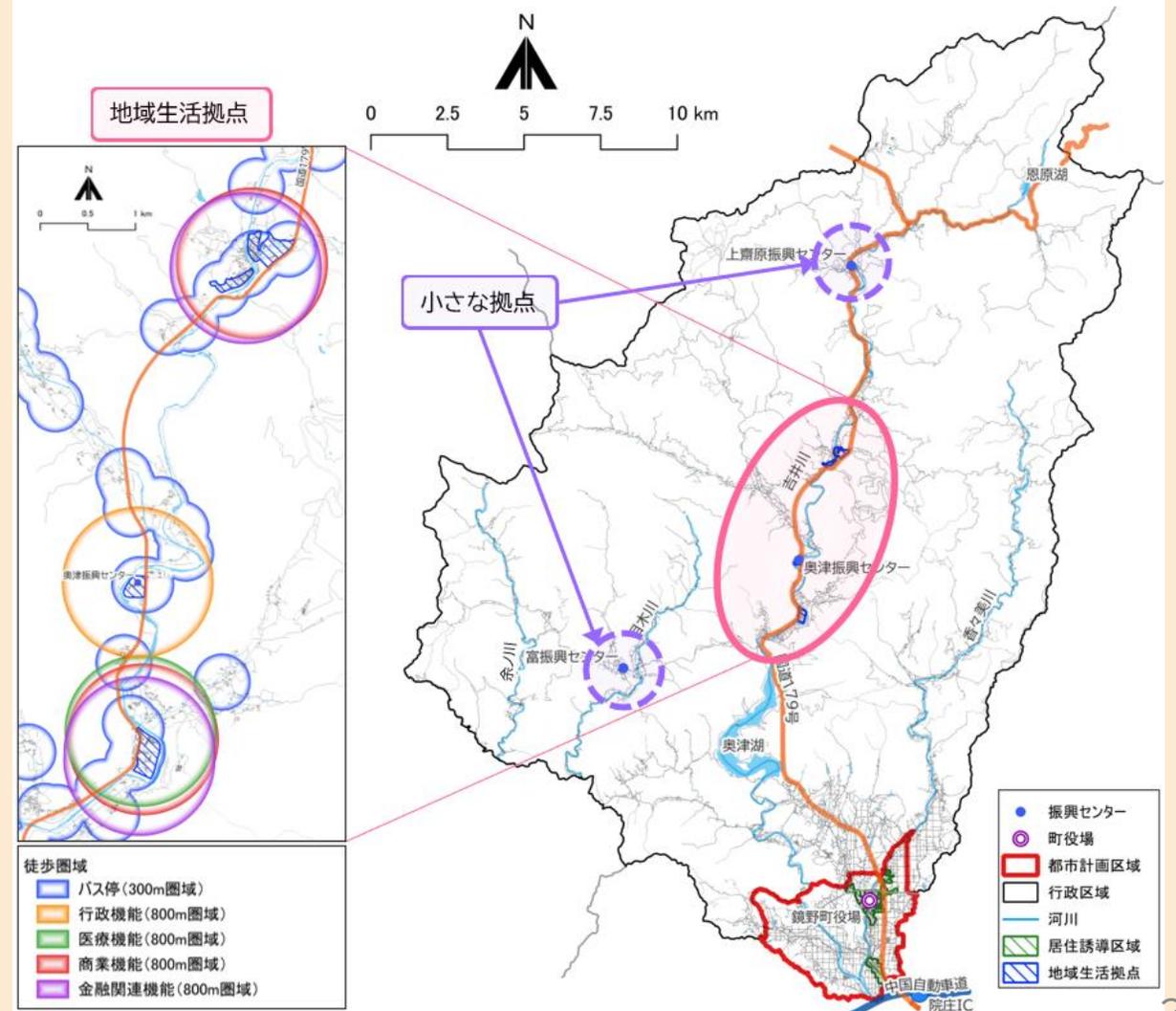
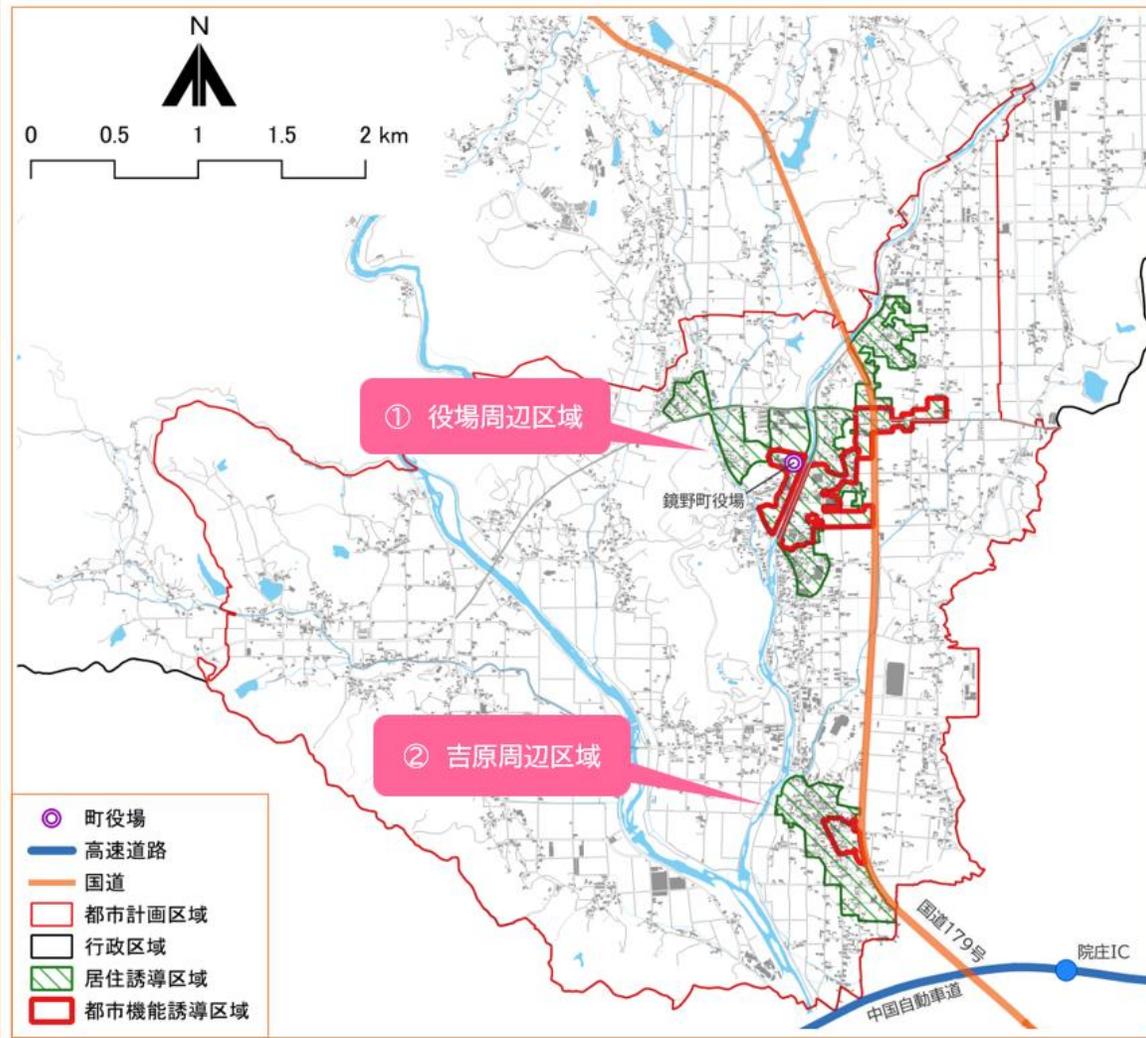
- ・都市計画区域外の複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、今後、生活サービス施設や地域活動の融合を図ろうとする箇所

2. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設

概要版ページ番号

【立適】 P5,6

(2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域・地域生活拠点



2. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設

(3) 誘導施設(都市機能増進施設)について

○立地を誘導すべき都市機能増進施設を都市機能誘導区域ごとに設定(都市再生特別措置法第81条)

○届出制度により、都市機能誘導区域内外における誘導施設の動向を把握

概要版ページ番号

【立適】 P7

- ★【誘導】今後誘導を図る施設(誘導施設)
- 【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設(誘導施設)
- 【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設
- △【維持努力】区域外であり機能の補充が必要であるが、誘導施設としない施設

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域(役場周辺)	都市機能誘導区域(吉原周辺)	都市機能誘導区域外
1.行政機能	役場等	・住民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	■		△
	2.介護福祉機能	地域包括支援センター	○		
	地域福祉センター	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	通所系施設			○	△
	訪問系施設			○	△
	入所系施設	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		○	△
	小規模多機能型施設			○	△
3.子育て機能	こども家庭センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	■		
	子育て支援センター		■		
	保育園	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	幼稚園				△
	認定こども園				△
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積1,000㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	■		△
	食品スーパー(店舗面積250㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	★		△
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	・食品や日用雑貨、お土産品等多数の品種を扱う小規模な店舗 ・地場産品等による飲食店	★		
5.医療機能	病院	・全住民及び高齢者等が容易に活用できるように中心拠点に配置	★	■	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
6.金融機能	信用金庫	・窓口業務(決済、融資等)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	■		
	郵便局	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	農業協同組合等の金融機関		○		△
	ATM		○		△
7.教育・文化機能	公立公民館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	小中学校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△

3. 誘導施策

(1) 誘導施策

・まちづくりの方針及び課題解決のための施策・誘導方針に基づき、**取り組むべき誘導施策**を設定

概要版ページ番号

【立適】 P8

分野	まちづくりの方針 (ターゲット)	居 住	都 市	交 通	防 災	施策・誘導方針	
暮らし	方針1 誰もが定住できる 住みやすいまちづくり 【居住誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方 針】					【1】若者が転出しないまち、 移住定住のための居住環境の充実	
						【2】身近な道路・交通の改善	
							【3】健康になる暮らし、 身近なレクリエーション空間の活用
							【4】高齢者及び少子化対応の充実
環境	方針2 自然を大切にする まちづくり(持続可能な循 環型社会) 【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方 針】					【5】脱炭素先行地域の形成	
							【6】自然エネルギーへの転換
							【7】地域の自然(環境)の保全
							【8】農業経営の継続
経済・交流	方針3 にぎやかで活気のある まちづくり(産業振興・ 交流) 【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの方 針】					【9】土地利用による活力向上	
							【10】産業・観光に資する交通の充実
							【11】雇用の創出
							【12】産業・観光による経済力向上
							【13】交流人口、関係人口の創出
							【14】小さな望みをかなえるまちの実現
魅力・自然	方針4 山や川や歴史を活 かすまちづくり (地域資源・文化) 【都市機能誘導の方針】					【15】地域資源の観光利用、 培われてきた歴史・文化の保全・活用	
						【16】新たな魅力づくり	
							【17】自然再興(ネイチャーポジティブ)、 自然資源の観光利用
安全・安心	方針5 安全・安心なまちづ くり ※防災指針に展開 【防災の方針】					【18】暮らしの安全・安心	
						【19】災害に強いまちづくり	

4. 防災指針

(1) 防災に関わる方針 → 生命を守るまちづくり

○災害に強いまちづくり
 災害リスクの低減
 災害リスクの回避

概要版ページ番号

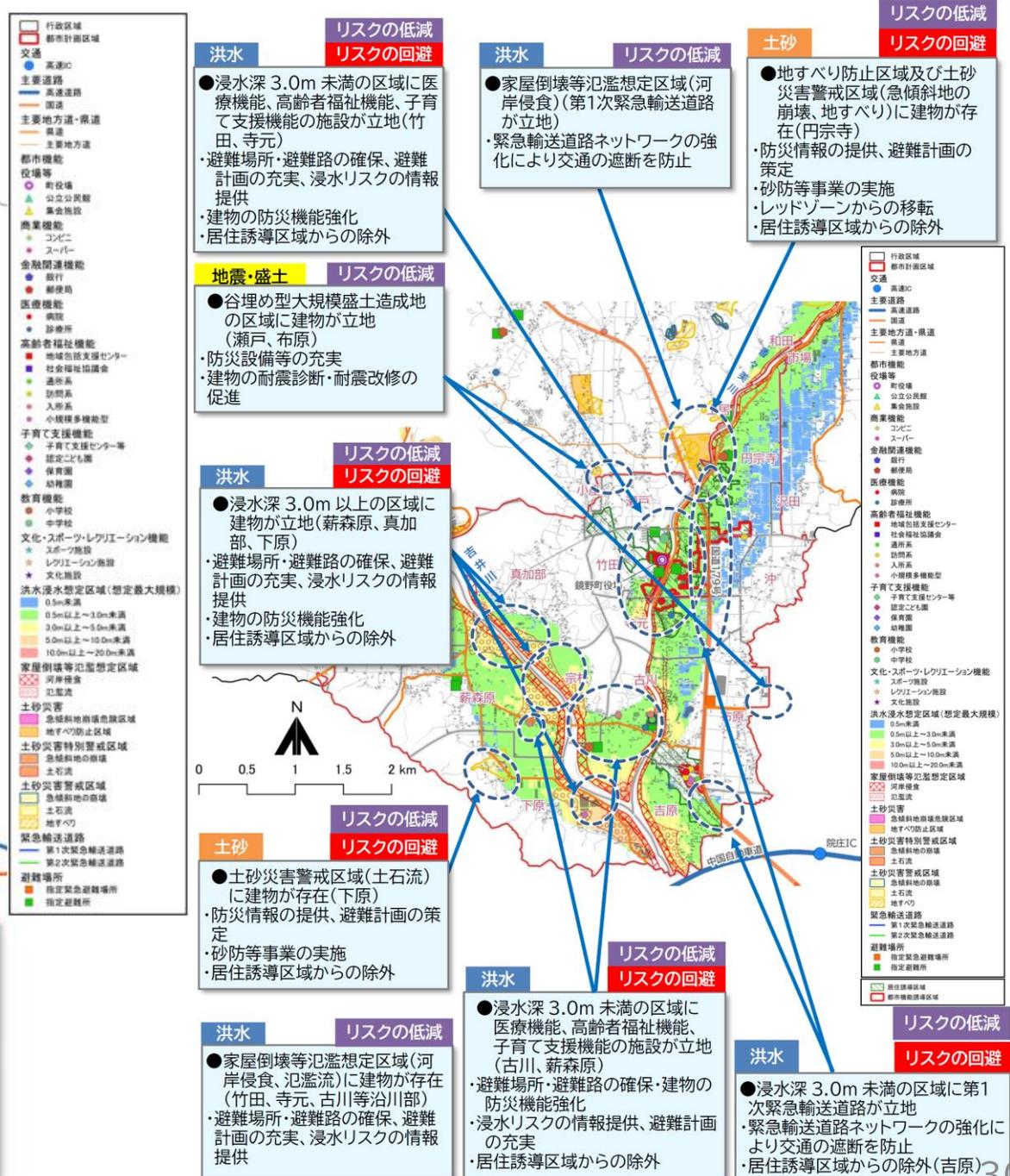
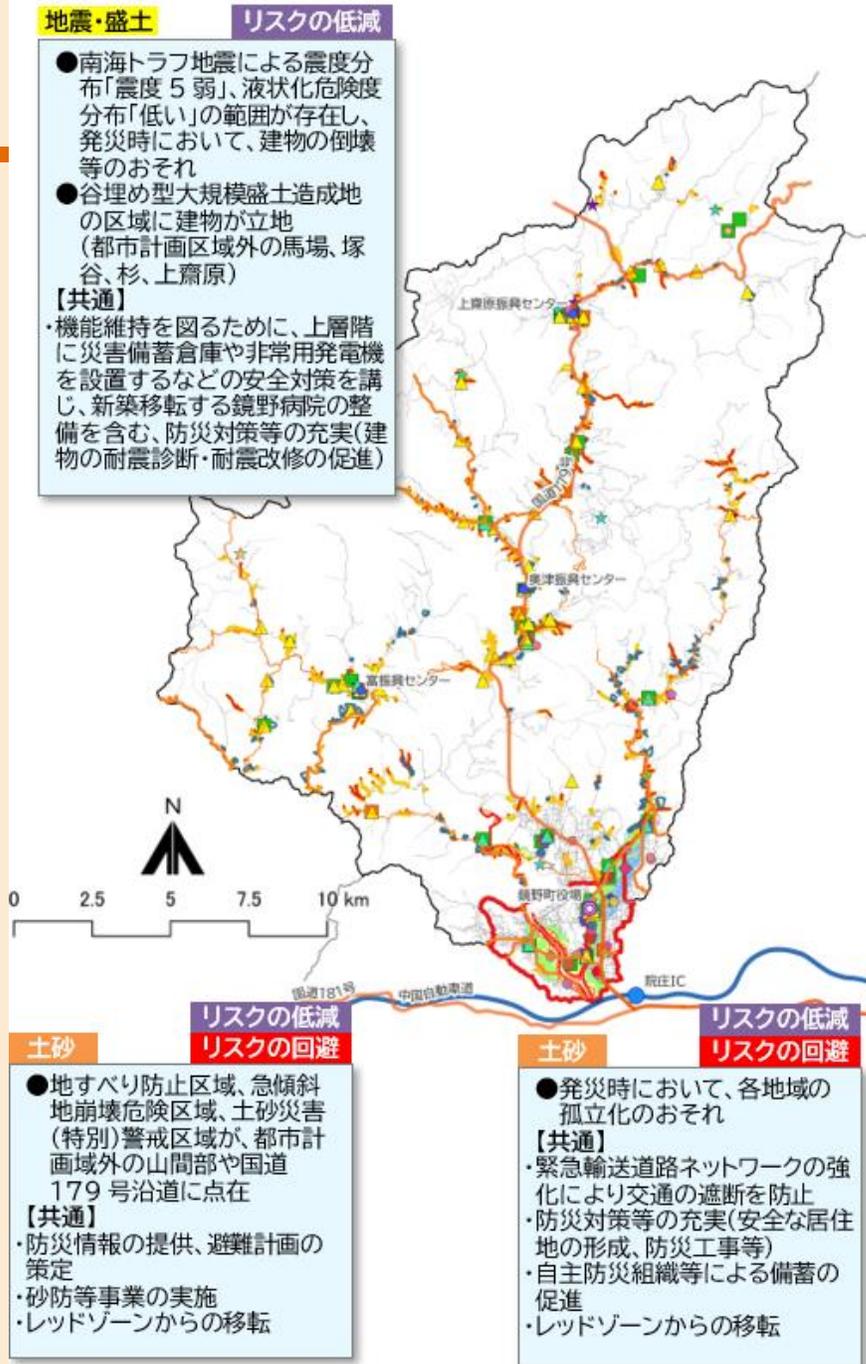
【立適】 P9,10

分類	施策	実施主体					実施時期		
		国	県	町	住民	事業者	短期5年	中期10年	長期20年
共通(水災害、土砂災害、地震・盛土)	安全・安心に暮らせる環境の確保 (水資源の保全、森林が持つ国土保全機能の向上、治山・治水・砂防の防災対策等)								
	道路交通基盤の整備、緊急輸送道路の確保 (道路網のリダンダンシー強化(多重化)を推進、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を推進、補助道路等による災害に強い交通体系の確保等)								
	都市施設の整備促進 (病院・道路・公園(鏡野ふれあい運動公園)・下水道等の都市施設の整備を推進)								
	停電防止及び早期復旧 (災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保)								
	エネルギー供給施設の被害予防及び早期復旧 (災害発生時のエネルギー供給機能の確保)								
	物資の備蓄・調達等 (生活必需品の個人備蓄や、集落等での自主防災組織等による備蓄を促進)								
	情報通信基盤の確保 (防災通信基盤の耐災害性の向上)								
	建設業界との連携 (「大規模災害時における緊急対策支援業務に関する協定」の協力会社との連携の強化)								
	支え支えられる地域連携の推進 (地域防災力の充実強化)								
	災害応急体制の確保 (災害時に備えた対策の推進、防災情報の提供、自ら避難が困難な方の避難計画の推進、町地域防災計画の検討、災害時の避難誘導体制の確保、防災訓練や避難訓練の実施等)								
	要支援者対応等 (避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成)								

分類	施策	実施主体					実施時期		
		国	県	町	住民	事業者	短期5年	中期10年	長期20年
共通(水災害、土砂災害、地震・盛土)	パトロール体制の強化等 (警察と連携した合同訓練や各種会合等を通じて関係機関(防災ボランティア等)との広域的な連携体制の確保等)								
	自主防災組織の育成等 (自主防災組織の育成及び消防団の活性化)								
	情報伝達体制 (災害時の情報伝達体制の充実)								
	防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化 (地域、県、防災関係機関相互間における情報連絡網を整備、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備等)								
	普及啓発・自主防災活動の活性化 (自主防災組織の組織化を推進)								
	災害ボランティア活動の推進 (関係機関が協力して災害ボランティア活動を支援)								
	避難体制の強化 (避難計画・避難場所・避難路の確保)								
	河川改修事業等の実施 (流域全体で水災害対策としての「流域治水」の取組を推進)								
	内水氾濫対策 (農業水利施設の排水機能を確保)								
	ため池のハザードマップ作成								
水災害	水防活動 (水防体制の充実・強化、河川管理者と連携した情報収集設備の整備、水害タイムライン(事前防災行動計画)の考え方を取り入れた防災業務の推進、各種災害用装備資機材の整備充実等)								
	建物の防災機能の確保(筋交い、基礎等)								
	土砂災害に安全な居住地の形成 (土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用、鏡野町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金)								
	砂防等事業の実施 (緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携し整備)								
土砂災害	庁舎、施設の耐災害性向上 (「鏡野町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定)								
	住宅・建築物の耐震化等 (耐震化支援の充実、空き家対策総合支援事業等の推進)								
	水道施設の耐震化 (水道施設の計画的な耐震化の促進)								
地震・盛土	下水道施設の耐震化等 (長寿命化計画に基づく長寿命化対策の実施)								

4. 防災指針

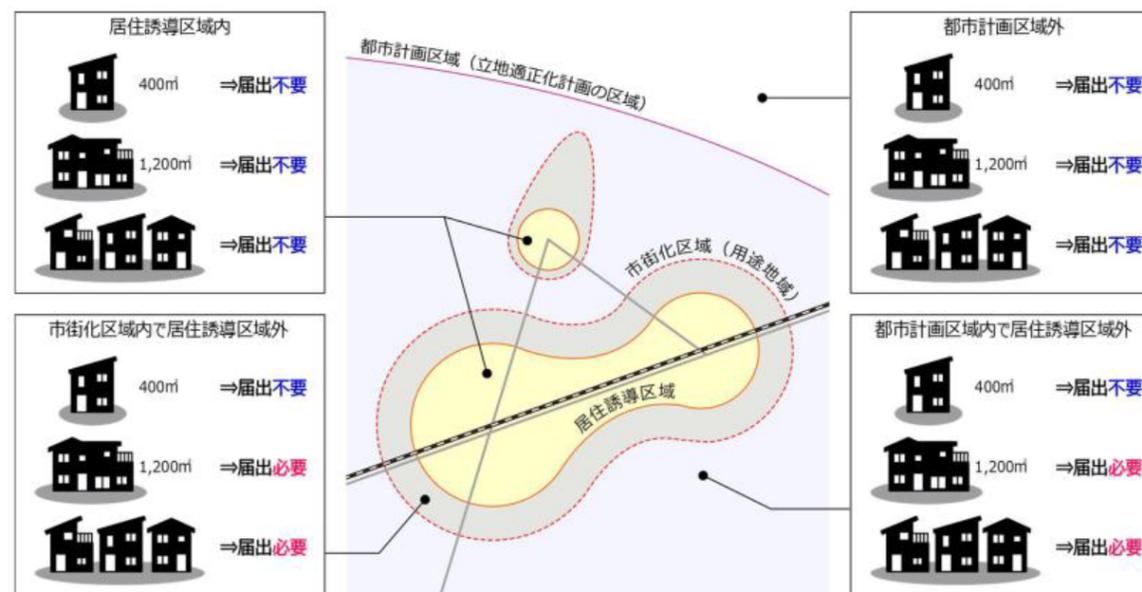
(2) 取組方針と具体的な取組



◆ 居住誘導区域外における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 88 条)

・居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け

開発行為	建築行為等
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも	②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)
③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)	③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合



◆ 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 108 条)

・都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け

開発行為	建築行為等
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

◆ 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

- ・休廃止に係る届出制は、本町が既存建物・設備の有効活用等機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度
- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付け
- ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、届出を行うこと
- ・新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて「助言・勧告」

6. 評価指標

◆評価

- ・定量的な目標値等を設定し、将来目標を評価

(1) 居住誘導に関する目標値等

目標指標		現状値 令和2(2020)年	目標値 令和28(2046)年
生活利便性	居住誘導区域内における人口密度(人/ha)	16.8人/ha	16.3人/ha

(2) 都市機能誘導に関する目標値等

目標指標		現状値 令和2(2020)年	目標値 令和28(2046)年
生活利便性	都市機能誘導区域に占める誘導施設割合(%)	72.7%	100.0%

(3) 公共交通に関する目標値等

目標指標		現状値 令和6(2024)年	目標値 令和28(2046)年
生活利便性	公共交通機関の分担率(路線バス平日)(%)	1.7%	1.7%程度

(4) 防災に関する目標値等

目標指標		現状値 令和4(2022)年	目標値 令和28(2046)年
安全・安心	防災上危険性が懸念される地域の建物のうちの建物戸数割合(建物用地内)の割合(%)	16.5%	11.1%

(5) 行政運営に関する目標値等

目標指標		現状値 令和5(2023)年	目標値 令和28(2046)年
行政運営	歳出に対する扶助費の割合(%)	6.9%	6.9%程度

7. 進行管理

◆進行管理

- ・おおむね5年毎に施策の実施状況について、調査、分析及び評価

◆PDCAサイクルのイメージ

